補償金制度について

2006年6月28日「私的録音録画小委員会」説明資料

日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター・CPRA運営委員

椎名和夫



1. 補償金制度は決して時代遅れな制度ではない



- ■「補償金制度」は手直しをして維持するべき。
- ■技術が多様化して裾野が広がって行けば行くほど、「利便性と権利のコンフリクト」を解決するリーズナブルな選択肢として、「補償金制度」はさらに真価を発揮してゆくものと思われる。
- ■「補償金制度」は、「利便性の確保」に重点を置くユーザーの側を向いた制度。
- ■ハードな著作権保護技術によって、家庭内まで細かくコントロールされた状態が果たして「文化的な環境」といえるのか?
- ■ユーザーが一定の範囲で音楽等の著作物を自在に利用してゆけるための余地を確保してゆくことは、文化を育む土壌を確保する意味で文化施策上も重要なポイントであり、機器や媒体等のメーカーの利益とも相反しない。
- ■「利便性と権利のコンフリクト」を解決する調整機能として、今後ますます「補償金制度」の役割りは重要になってゆく。

2. 現行制度の問題点について



XSCMS

CD



<u>録音用デジタルメディア</u> → × → 録音用デジタルメディア その他のデジタルメディア

- ■現行の私的録音補償金制度はSCMSという基礎的な著作権保護技術を前提に置き、それに関わる機器、メディアを対象にスタートしたが、その前提を逸脱して、私的録音が可能なパソコンなどに代表される、SCMSを搭載していないデジタル機器が多数製造販売されるようになった結果、補償金制度の影響を受けない私的録音が増加する一方で、現行の制度はまったくそれに対応できてこなかった。現行制度では、機器や媒体の変遷に対して、政令による指定を以って対応することになっているにもかかわらず、制度設計上の理由等から、こうした変遷に対応するような指定は行われてこなかった。
- ■制度が存在するにもかかわらず、それとはまったく無関係に、制度の対象とならない機器、媒体による私的録音が、まったく権利者の意向が反映されないまま、一貫してメーカー等のコントロールの下に行われ続けている。その結果、権利者への補償が減少し続ける一方で、私的レベルを超えてまでCDが自在に複製できる状況が固定化してしまい、制度は機能不全に陥っている。
- ■デジタル方式による私的録音がほぼ主流を占めるに至った今になって、補償金制度が正常に機能してないことは極めて皮肉なことであると同時に、権利者にとって深刻な事態であるといわざるを得ない。

3-a. 制度の見直すべき点について



① 補償金の支払義務者について

- ■補償金を負担するべき義務者について、この数年来、さまざまな機器、媒体等を次々に開発して販売することにより、一貫して私的録音録画の方向性を主導する立場にあった「メーカー」とすることが、この際適当であろうと考える。
 - ※ ユーザーへの補償金返還制度が機能しにくい問題を解決。
 - ※ より実効性のある制度とすることができる。
 - ※ ヨーロッパの先進国においても、メーカーを義務者としている国が数多くある。
 - ※ メーカーの利益も確保し、ユーザーも自由度を失わず、権利者も保護されるという、三者がWIN-WINとなる唯一の方法。
- ■「私的録音」の果実を最も享受しているプレーヤーは誰なのか?について よく考えるべき。
 - ※ ユーザーなのでしょうか・・・?
 - ※ 権利者なのでしょうか・・・?

3-b. 制度の見直すべき点について



②補償金の徴収方法について

- ■現在のような民民によるやり方ではなく、法律による一定の根拠に基づき、私的録音録画に関連する商品について、機器、ソフトウェア、媒体の別なく一定の賦課金をかける。(ソフトウェアについては、現行制度の枠外にある私的録音録画において関与する度合いが極めて大きいものであることから、当然ながらその対象に加えるべき。)
- ■またその管理を実際に官がやるのか?民間に委託するのか?については、 あらためて議論があってよい。

③ 補償金制度に伴う私的録音録画ルールの再検討

- ■私的な複製と、私的レベルを超えた複製が入り混じって行われている実態がある。
- ■私的複製の自由度は確保しつつ、無制限な複製に一定の歯止めができるような 線引きの「ルール化」と、それを実現する「技術規格の標準化」の作業が必要。
- ■ユーザー、メーカー(ソフトウエアを含む)、権利者が揃う形で、それらを検討して行 く必要がある。

4. 「著作権保護技術+契約」で補償金制度に代替し得るのか?



- ■しばしば話題になる「二重取り」の議論があるが、30条1項、2項が存在する現行法 のもとにおいて、配信等の対価に私的録音を補償するための対価を含めることはで きない。制限されている権利の対価を徴収できるわけはないし、それが権利者に配 分された事実もない。
- ■しかしながら「配信」に限り、その対価の中に私的録音録画に関する補償 分を含めることができるのではないか?という可能性としての話であれば、 あり得る話。
- ■その場合、技術面での課題とともに、配信ビジネスが、必ずしもすべての権利者のコントロールがおよぶ形で行われているわけではないことから、まずはプロバイダー等も含めた全関係者間の合意が大きな前提となるが、それへと向かう流れはあるとしても、現状を解決する方法にはならず・・・、
- ※ それは補償金制度を正常に運用してゆく中で試みられるべき課題。

5. テーマは「利便性と権利のコンフリクト」を解決すること



- ■われわれは「利便性と権利のコンフリクト」を解決するという、社会全体に 共通する極めて重いテーテーマを背負ってこの場に出席していると理解。
- ■すくなくとも、デジタル方式による私的複製は補償すべきとの考え方がある中で、補償のボリュームがどんどん減るかたわら、それに反比例して私的複製が隆盛を極めているという現状についてだけは、<u>最低限共有されるべきである</u>。
- ■録音を中心に述べたが、録音も録画も、「保護技術」において差があるものの、解決すべき「利便性と権利のコンフリクト」の課題と「補償金制度」の関連性については、まったく同質であると考える。
- ■現時点においては、補償金制度を再構築して運用することが最善の策。